

## 2020-3 税務・労務・法務情報

### PEZA登録企業への課税強化について

BIRの税務調査において、PEZA登録企業への課税強化の動きが顕著になっています。政府の優遇制度撤廃方針に沿った形での、現場における「優遇措置の厳格適用」を先行実施しているようです。現況の解説と今後の対応についても検討してみます。

#### (最近の事例から)

#### 1. PEZA製造業として登録している企業が、一般法人課税を受ける

- ・長年(10年以上)、PEZA製造業としての事業活動をしていた企業に対して、PEZA製造業としての事業活動とは認められない、従って、一般法人課税するとの処分を受け、数百万ペソの追徴処分を受けた事例です。
- ・理由は、ほとんどの「製造工程を外注していた」というものです。
- ・その企業はPEZAへ解決のための支援を求めましたが、PEZAからの支援を受けられず、泣く泣く追徴処分に応じました。
- ・この企業は、一般法人への転換を検討しています。

#### (対策)

- ・PEZAへの登録申請書(事業計画書)の内容を再確認しておく必要があります。製造業としては、主たる製造工程を外注することはできません。
- ・事業計画書に記載された「事業」のみが優遇措置の対象となります。
- ・現在の事業内容が、提出済みの事業計画書以外の活動が含まれている場合は、事前にPEZAに対して「事業内容」の変更申請を行って下さい。

#### 2. PEZA事業認可申請における厳格適用(製造業)

- ・従来は、ある程度の「加工工程」があれば、できるだけ製造業としての登録申請を認めようとするのがPEZAの外資奨励姿勢でした。
- ・しかし、近年、PEZA自身が非常に厳格な審査を行っており、単純な「アッセンブル」工程のみでは製造業として認可されない事例が発生しています。
- ・投資額(事業規模)が判定要因となっていて、中小企業の皆様には不利な情勢です。

#### (対策)

- ・事業認可申請時に、製造業としての認可を受けるための事業規模(投資額等)について事前確認をしておくことが肝要です。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)

Tsuji & Associates Inc.